

## 第1回智頭町議会定例会会議録

平成27年3月18日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第 3号 平成27年度智頭町一般会計予算
- 第 3. 議案第 4号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4. 議案第 5号 平成27年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 5. 議案第 6号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 7号 平成27年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 8号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 9号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 9. 議案第10号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第10. 議案第11号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第11. 議案第12号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第12. 議案第13号 平成27年度智頭町水道事業会計予算
- 第13. 議案第14号 平成27年度智頭町病院事業会計予算
- 第14. 議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第15. 議案第24号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第16. 議案第25号 智頭町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 第17. 議案第26号 智頭町行政手続条例の一部改正について
- 第18. 議案第27号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第28号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第29号 智頭町教育施設整備基金条例の一部改正について

- 第 2 1 . 議案第 3 0 号 智頭町社会教育委員条例の一部改正について
- 第 2 2 . 議案第 3 1 号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第 2 3 . 議案第 3 2 号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第 2 4 . 議案第 3 3 号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第 2 5 . 議案第 3 4 号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 6 . 議案第 3 5 号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 2 7 . 議案第 3 6 号 智頭町クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第 2 8 . 議案第 3 8 号 第 7 次智頭町老人福祉計画・第 6 期智頭町介護保険事業計画の策定について
- 第 2 9 . 議案第 3 9 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）
- 第 3 0 . 議案第 4 0 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）
- 第 3 1 . 議案第 4 1 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農業団地センター）
- 第 3 2 . 議案第 4 2 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）
- 第 3 3 . 議案第 4 3 号 公の施設における指定管理者の指定について（国重要文化財石谷家住宅）
- 第 3 4 . 議案第 4 4 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）
- 第 3 5 . 議案第 4 5 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）
- 第 3 6 . 議案第 3 7 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 7 . 議案第 5 0 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について

- 第 38. 議案第 51 号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第 39. 陳情について
- 第 40. 発議第 1 号 智頭町議会委員会条例の一部改正について
- 第 41. 発議第 2 号 智頭インターチェンジに高速バスの停留所設置を求める  
意見書の提出について
- 第 42. 閉会中の継続調査の申し出について

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第 3 号 平成 27 年度智頭町一般会計予算
- 第 3. 議案第 4 号 平成 27 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4. 議案第 5 号 平成 27 年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 5. 議案第 6 号 平成 27 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予  
算
- 第 6. 議案第 7 号 平成 27 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 8 号 平成 27 年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 9 号 平成 27 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 10 号 平成 27 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 10. 議案第 11 号 平成 27 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 11. 議案第 12 号 平成 27 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 12. 議案第 13 号 平成 27 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 13. 議案第 14 号 平成 27 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 14. 議案第 23 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正  
する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制  
定について
- 第 15. 議案第 24 号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに  
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支  
援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第 16. 議案第 25 号 智頭町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例  
の制定について
- 第 17. 議案第 26 号 智頭町行政手続条例の一部改正について

- 第18. 議案第27号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第28号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第29号 智頭町教育施設整備基金条例の一部改正について
- 第21. 議案第30号 智頭町社会教育委員条例の一部改正について
- 第22. 議案第31号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第23. 議案第32号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第24. 議案第33号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第25. 議案第34号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第26. 議案第35号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第27. 議案第36号 智頭町クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第28. 議案第38号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の策定について
- 第29. 議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）
- 第30. 議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）
- 第31. 議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農業団地センター）
- 第32. 議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）
- 第33. 議案第43号 公の施設における指定管理者の指定について（国重要文化財石谷家住宅）
- 第34. 議案第44号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）

第35. 議案第45号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）

第36. 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第37. 議案第50号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について

第38. 議案第51号 工事請負契約の締結についての一部変更について

第39. 陳情について

第40. 発議第1号 智頭町議会委員会条例の一部改正について

第41. 発議第2号 智頭インターチェンジに高速バスの停留所設置を求める意見書の提出について

第42. 閉会中の継続調査の申し出について

1. 会議に出席した議員（12名）

|            |             |
|------------|-------------|
| 1番 大河原 昭 洋 | 2番 高 橋 達 也  |
| 3番 大 藤 克 紀 | 4番 岩 本 富美男  |
| 5番 中 野 ゆかり | 6番 平 尾 節 世  |
| 7番 岸 本 眞一郎 | 8番 徳 永 英太郎  |
| 9番 石 谷 政 輝 | 10番 酒 本 敏 興 |
| 11番 南 肇    | 12番 谷 口 雅 人 |

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（17名）

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 寺 谷 誠一郎 |
| 副 町 長         | 金 児 英 夫 |
| 教 育 長         | 長 石 彰 祐 |
| 病 院 事 業 管 理 者 | 安 藤 嘉 美 |
| 総 務 課 長       | 葉 狩 一 樹 |
| 企 画 課 長       | 岡 田 光 弘 |
| 税 務 住 民 課 長   | 矢 部 整   |
| 教 育 課 長       | 西 沖 和 己 |
| 地 域 整 備 課 長   | 安 藤 充 憲 |

|              |         |
|--------------|---------|
| 山 村 再 生 課 長  | 上 月 光 則 |
| 地 籍 調 査 課 長  | 草 刈 英 人 |
| 福 祉 課 長      | 國 政 昭 子 |
| 税務住民課参事兼水道課長 | 藤 森 啓 次 |
| 福 祉 課 参 事    | 江 口 礼 子 |
| 福 祉 課 参 事    | 小 谷 いず美 |
| 会 計 課 長      | 寺 坂 英 之 |
| 病 院 事 務 次 長  | 寺 谷 和 幸 |

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 河 村 実 則 |
| 書 記     | 森 本 宝   |

開 会 午後 1時00分

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、大河原昭洋議員、2番、高橋達也議員を指名します。

日程第2. 議案第3号から日程第35. 議案第45号まで 34案一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第2、議案第3号 平成27年度智頭町一般会計予算から日程第35、議案第45号 公の施設における指定管理者の指定についての34議案を一括して議題とします。

この34議案については、3月6日の議会において予算特別委員会、総務常任委員会並びに民生常任委員会にそれぞれ付託しておりますので、これより各委員

長の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算特別委員長に報告を求めます。

11番、南 肇議員。

○11番（南 肇） 3月6日の本会議において予算特別委員会に付託された議案について、3月9日、10日、16日に委員会を、11日、12日に委員会の民生分科会、総務分科会をそれぞれ開き、慎重に審査しましたので、その結果について報告いたします。

今期定例会において付託を受けた議案第3号 平成27年度智頭町一般会計予算、議案第4号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算、議案第5号 平成27年度智頭町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第7号 平成27年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第8号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計予算、議案第9号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算、議案第10号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計予算、議案第11号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第12号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号 平成27年度智頭町水道事業会計予算及び議案第14号 平成27年度智頭町病院事業会計予算は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、附帯意見として、次のとおり申し添えます。将来にわたって持続可能な財政運営に努めるとともに、地方創生に向けては智頭町らしい積極的な発想でまちづくりを推進されたい。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

9番、石谷政輝議員。

○9番（石谷政輝） 3月6日の本会議において総務常任委員会に付託された議

案について、3月12日に委員会を開き、慎重に審議しましたので、その結果について報告します。

今期定例会において付託を受けた議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第26号 智頭町行政手続条例の一部改正について、議案第27号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正について、議案第28号 職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第29号 智頭町教育施設整備基金条例の一部改正について、議案第30号 智頭町社会教育委員条例の一部改正について、議案第32号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、議案第36号 智頭町クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について、議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について、議案第43号 公の施設における指定管理者の指定について、議案第44号 公の施設における指定管理者の指定について、議案第45号 公の施設における指定管理者の指定については、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、民生常任委員長の報告を求めます。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 3月6日の本会議において民生常任委員会に付託された議案について、3月11日に委員会を開き、慎重に審査しましたので、その結果について報告します。

今期定例会において付託を受けた議案第24号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第25号 智頭町包括的



支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、議案第31号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について、議案第33号 智頭町介護保険条例の一部改正について、議案第34号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第35号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第38号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の策定について、議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について 智頭町老人福祉センター、議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について 智頭町農業団地センターは、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で、民生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第3号 平成27年度智頭町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号 平成27年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号 平成27年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予

算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号 平成27年度智頭町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号 平成27年度智頭町病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第24号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第25号 智頭町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第26号 智頭町行政手続条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第27号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第28号 職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第29号 智頭町教育施設整備基金条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第30号 智頭町社会教育委員条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第31号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)



○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第32号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第33号 智頭町介護保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第34号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第35号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正  
についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第36号 智頭町クリーンセンターの設置及び管理に関する  
条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第38号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保  
険事業計画の策定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭温水プール)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭町老人福祉センター)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭

町農業団地センター) の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭町立智頭町総合案内所)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第43号 公の施設における指定管理者の指定について(国重要文化財石谷家住宅)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第44号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第45号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第36．議案第37号

○議長（谷口雅人） 日程第36、議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案については、適任であるとの意見を付したいと思いますが、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案については、適任であるとの意見を付することに決定しました。

日程第37. 議案第50号及び日程第38. 議案第51号 2案一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第37、議案第50号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について及び日程第38、議案第51号 工事請負契約の締結についての一部変更についての2議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） このたび追加提案しました議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第50号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、勤労者体育センター、智頭温水プール及び旧山形小学校体育館の改修事業を、また智頭町保健・医療・福祉総合センターほのぼのの大規模改修事業を、さらには智頭町移住・定住促進住宅建設事業について、新たに追加するものです。

議案第51号 工事請負契約の締結についての一部変更につきましては、平成26年6月20日議決の智頭町クリーンセンター解体事業について、契約金額の変更を行うものです。

以上、追加議案について説明しました。詳細については主管課長をもって説明させていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第37、議案第50号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更

ついて及び日程第38、議案第51号 工事請負契約の締結についての一部変更について2議案の詳細説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第37、議案第50号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての詳細説明を求めます。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） それでは、議案資料1ページからごらんください。議案第50号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について。智頭町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

1枚はぐっていただきまして、2ページになります。自立促進区分の2、産業の振興の「(1)現状と問題点」、「キ、観光又はレクリエーション」の中の下部の下線部分でございます。「さらに様々な年代の町民が年齢や性別、障がい等を問わず関心、適性に応じてスポーツに参画することができる環境を継続して整備する必要がある。」との文言を追加するものでございます。また、「(2)その対策」として、中段にあります下線部分であります「町民に対しても適度な運動を促すことが必要であり、老朽化が激しい勤労者体育センター、智頭温水プール及び旧山形小学校体育館の修繕を行うことで利便性を高め、さらなる利用者の増加を図る。」との文言を追加するものでございます。

続きまして、1枚はぐっていただきまして、4ページになります。区分2、産業の振興の「(3)計画」の中の事業内容に下線部分3カ所、「勤労者体育センター修繕」、「智頭温水プール修繕」、「旧山形小学校体育館修繕」。事業主体はそれぞれ町です。この下線部分を新たに追加するものでございます。

続きまして、5ページ、「6、医療の確保」の「(3)計画」の中の事業内容、「智頭町保健・医療・福祉総合センターほのぼの大規模修繕」、事業主体「町」を新たに追加するものでございます。

1枚はぐっていただきまして、6ページ、区分、「その他地域の自立促進に関し必要な事項」の「(2)その対策」の中の文言で、下から2行目にあります下線部、「また、移住定住住宅を建築して若者の移住定住を促進する。」との文言

を追加するものでございます。

また、1ページはぐっていただきまして、8ページ、「その他地域の自立促進に関して必要な事項」の事業名「(2) 移住定住促進事業」、事業内容、「智頭町移住定住促進住宅建設事業」、事業主体町を新たに追加するものでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 大きな間違いではないのですが、ちょっと気づいたことがあるので。

2ページの1番、現状と問題点の追加部分です。「さらに、様々な年代の町民が年齢や」ということで、年齢がダブるので、もう「様々な年代の」は要らないんじゃないかと。「さらに、町民が年齢や性別、障がいをお問はず」のほうが望ましいんじゃないかなと思って指摘をさせていただきます。

○議長（谷口雅人） 執行部。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 現状と問題点、先ほどご指摘をいただきました、「様々な年代の町民が年齢や性別、障がいをお問はずの」中の年代と年齢につきまして、文言の表現的に一部重複するところがございますので、「さらに、様々な年代の町民が」の後の「年齢や」の文言を削除させていただきたいと思っております。

○議長（谷口雅人） 暫時休憩します。

休 憩 午後 1時47分

再 開 午後 1時49分

○議長（谷口雅人） 再開します。

執行部。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 済みません、この文言につきましては、「様々な年代」という表現と、その後の「年齢や性別、障がい」という表現で、この並列な形でその原案のとおりの表現とさせていただきたいと思っておりますし、なお、この表記につきましては、既に鳥取県とのこの文言についての変更の調整・承認をいただいておりますので、この表記のままで表現をさせていただきたいと思っております。



- 議長（谷口雅人） 中野議員、よろしいですか。
- 5番（中野ゆかり） はい。
- 議長（谷口雅人） 議案につきましては、変更なくということでご理解願います。

ほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第38、議案第51号 工事請負契約の締結についての一部変更についての詳細説明を求めます。

矢部税務住民課長。

- 税務住民課長（矢部 整） それでは、議案の9ページをごらんいただきたいと思えます。議案第51号 工事請負契約の締結についての一部変更についてでございます。これは平成26年6月20日に議決をいただきました智頭町クリーンセンター解体工事につきまして、段差部分の山どめ工でありますとか、地盤改良工事などの増に伴いまして、契約金額を8,532万円から3,477万600円増額しまして1億2,009万600円に改めるものでございます。以上であります。

- 議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

- 7番（岸本眞一郎） これ、工事の現状はどうなってるんでしょうか。先ほど条例でクリーンセンターの廃止が可決されたんですが、工事は既にこれは完了しているとみなしてよろしいんでしょうか、そこら辺、現状どうでしょう。

- 議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

- 税務住民課長（矢部 整） 工事につきましては、一部舗装のみ残っております。舗装はあと今週中には完了しまして、工期は来週の3月25日が工期となっておりますので、今週中には全ての工事を完了する予定としております。以上です。

- 議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 先ほど契約時の金額と増額になった要因について若干の説明がありました、今の説明では舗装等が残ってるということですが、この舗装等は既に当初の契約の中での金額で、増額要因ではないと思いますが。じゃあこれからその金額を決めて、既に増額の要因は事業が実施されてるという状態になると思うんですが、本来ならこれ、補正を組んで、承認を受けて、それから増嵩の事業を行わなければならないのではないんですか。これでは何か議会に事後承認を求めるといふ形に私はなると思うんですが、その辺の見解はどうなんでしょう。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 予算につきましては、今議会の当初で減額の予算の計上をさせていただいております。そのことで承認はいただいております。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 再度ちょっと、これって補正等は出てませんね、議会のほうに。当初の請負金額以外に補正等は提示はされていませんね。そこら辺、現状どうですか。今回この契約金額の変更というのが初めて出たという私は認識ですが、そこら辺はどうですか。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 予算につきましては先ほど述べさせていただいたように、当初予算で1億5,000万程度の予算を組んでおりました。その中で、設計を振って本3月で減額の予算を組んで提案させていただきまして、ご承認をいただいたということになります。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 当初予算では組んでたが、請負契約によって事業費が確定したので減額をしたと。それは理解できます。ですが、その後また新しい増額要因が発生したので事業を行ったら、今回の1億2,000万になったということですね。ですが、当初の予算は確かに承認しましたが、その後、6月定例でこの契約金額というものを認定しましたのでね、本来ならこの契約金額の範囲内で施工されるというのが議会の認識です。そしてその当初予算に対しての減額というのは今言ったように、この請負金額が確定したので減額補正をしたのだということ、そちらの部分については了解ですが、今回その増嵩になった要因が後か

ら出てきて金額がこのようになったということであれば、議会としては事後承認を今回これ、迫られているように受けとめざるを得ないんですが、その当初予算の範囲内でこれはおさまってるから、別にこれでいいんだという解釈ですか。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） このたび3月で減額補正させていただいたのは…  
…。

（「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 暫時休憩をします。

休 憩 午後 1時56分

再 開 午後 1時57分

○議長（谷口雅人） 再開します。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 大変申しわけなかったです。予算の範囲内で事業の執行しておりまして、その中で最終的に事業…段階で、このような変更の契約を行ったということでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 当然、当初予算っていうのは概算ですね。概算で予算を見てるんだと、おおむねこのくらい要るんだろうという予算でみて、議会も当初予算をそれで承認しました。実際に、でも、入札を行って請負金額が確定したと。それに伴って予算と請負金額との相差を減額補正をしたと。つまり、その減額補正をしたということは、予算というものがこの請負金額にほぼ確定されたという認識に立ちます。その後、実際に工事の進めていくと、この請負金額の範囲ではおさまらない新たな要因が出てきたので、本来ならその分について増額をさせてほしいという形が要るのではないのでしょうか。今回は事前に増額をさせてほしいという予算がなくて、もう工事がほぼ完了した段階でこっだけふえましたということでは、議会としてはその手続の中において、何か十分議会としてのチェック機能という部分でできたのか。

それで、所管の委員会の方に聞いてみますと、そういう増額要因等についてもほとんどの説明を受けてないと。今回突然にこういう契約金額が約3,400万ふえてきたというような説明で驚いているというような話ですよ。本来なら、議会としては当初の金額で、これでほぼできると確定してるもんだと。それができ

ないならば、今言ったように途中で補正を組んで、議会にこれだけ増額をしてほしいという手続が要るのではないのでしょうかという。

今の説明では、当初で認めてもらってる範囲内だから、別に増額を求める必要はないんだという、そういう説明、趣旨で、そういう受け取り方をしてよろしいんですね。

○議長（谷口雅人） 2番、高橋議員。

○2番（高橋達也） 私がこんなこと言うたらいけません、矢部課長にこういう説明をされたらどうですかということ私をちょっとそういうふうにするんですけど、当初1億5,000万ほど予算があって、変更増の今回の1億2,000万ほどでおさまった額に見合うような減額補正を今度は出してるんだと、それが一つですが。ですから、岸本議員がおっしゃる予算を超えて増額を我々に頼んどるわけではないってことですよね。それを言われたらどうですか。

○議長（谷口雅人） 副町長。

○副町長（金児英夫） あのですね、岸本議員の発言がちょっと何か異様なものを感じるんですけども。今回の防災無線の変更でも、中学校の変更でも、同じことなんです。予算枠があって、予算の中でやってることなんです。ただ、この3月の定例会でこれを減額予算を出したのは、1億5,000万の中でもそこまでは行かないだろうと、不用額を出さないための減額予算、たったそれだけのことなんです。それを、その中身を一々教えてもらってなかったと言われますけども、それは一々議会には言いません。現場の中で、このたびで言えば建物を取って見たら、土の状態が不安定だから、それに対する処置をしましょうとか、現場の中で指示はしてきたと思います。これは防災無線といえども、中学校といえども現場、現場の対応を臨機応変にやってきたわけです。その中で、変更の数字をきちんととらえてみたらこういう数字になる。これは議会に出すこういう5,000万以上でなくても、1,000万、2,000万の工事でも現場対応にしろ、ずっとやってきたことです。ですので、それまでここでその予算がどうであるとか、中身は知らなんだということと言われると、逐一100万、200万の予算についても説明しなきゃならん。たまたま工事が5,000万以上だったから、ここにかけさせてもらっただけで、中身を一々議会が知らなきゃならんということになってくると、物すごくかせを強いられるということになってしまいます。ですので、そういうことはちょっといかなものかという気はします。

中身としては先ほど言いましたように、予算の枠の中できちんとやってきたということだけは理解していただきたいというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） じゃあ、その予算と契約金額ですね。請負工事金額というものが議会のほうに示されてるので、議会としてはその範囲内でやれるという認識なんです。それが、じゃあその中身によって変えるから、その中身については議会には説明しなくてもいいんだと、増額になっても、という今の副町長のそういう捉え方にとれるんですが。私はやっぱり当初の予算というものはあくまでも概算で、この請負金額というのがそれでできるんだという議会は認識に立たざるを得ない。それはじゃあそのいろんな要因でふえるから、当初の予算の範囲内であれば請負金額は変わっても、それは問題ないんだということであれば、議会はじゃあどういう、どこの部分でチェックをしていけばいいんですかね。あくまでも概要の当初予算の中にどんな要素が含まれてるかも含めてするんですが、今言ったように、それならば、もし今の副町長の言われる趣旨ならば、減額補正をするときに、当然請負金額と変わってたら、こういう要因があってこの部分を盛り込んで減額をしましたという、当然ほんならその説明が要るんじゃないですか。そこがありましたかね。

○議長（谷口雅人） 副町長。

○副町長（金児英夫） 予算の減額の説明と、工事請負契約の説明と、同じ並びで言われてますよね、今。それは別々ですよ。たまたま今、岸本議員は同じ列でしゃべられましたけども、基本的には違いますよね。理解してもらえますか、それは。予算と請負契約とはまた別ですよ。ですから議案も違うわけですよ。同じ列でしゃべられたら困りますよね。ですから、減額の補正のときには補正として説明させていただいております。そして議案の工事請負については工事請負として、別の議案として説明をさせてもらっるはずですよ。ですので、そのときになかったと言われるのは、確かに説明不足かもわかりませんが、それを問われてない議会にも問題はあんじゃないですかね。ですから、一方的にどちらがいい、悪いではなくて、そういったことのないようにしましょうよということなら私たちがやっぱりそういうぐあいに説明をしていかなければならないとは思いますが、何か、何かが悪い、いいとかいう話ではなくて、そういった物の見方で前に進んでいかななくてはいけないんじゃないですかね。

- 議長（谷口雅人） 9番、石谷議員。
- 9番（石谷政輝） この件に関しては、実は委員会でも課長が少し述べられておる記憶が私の中にあります。ですから、委員会をしっかりと傍聴された方、また委員会の方は聞かれておるのではなかろうかと思えますけども、そこについてきつく言った方もおりませんでしたし、あとの確認した方もおらなかったのだから、そういう意味において、少しだけ私のほうから言わせてもらった記憶があります。その部分にはやっぱりあその部分においては、今、副町長が言ったような高さの関係とかそんなのがあって、土の流れ具合が思った以上なことになっておるとか、要因がそのために鉄板打たないけんとか、そのためにはどの方法がいいんだか、安くてできるんだかというようなことを私も言わせてもらったような記憶があります。その中で、全部の精査したところがこの部分におさまるということで、この金額が出ておるんじゃないかろうかと、私はこのように理解しております。これで、課長、何か間違いがあるんでしょうか。間違いがなかったらそうだと行ってもらったら結構ですし、それで皆さんが納得していただければ一番、右だ左だということはまた後日ということにして、この場はそういうことで置いたらどうでしょうか。議長に考えを委ねます。

○議長（谷口雅人） 10番、酒本議員。

○10番（酒本敏興） 暫時休憩を求めます。休憩を求めます。

○議長（谷口雅人） 暫時休憩をします。

休 憩 午後 2時07分

再 開 午後 2時12分

○議長（谷口雅人） 再開します。

副町長。

○副町長（金児英夫） 再度お答えさせていただきます。予算云々言われてますけども、基本的には自治法96条に基づきまして、先の議決いただきました中身の金額の欄を8,532万円、これを1億2,009万600円に改めるということです。中身については担当課長が説明した内容でございます。それ以上のことを今回どうだと言われることはないと思います。これで議決をお願いしたいと思います。それだけであります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時13分

再 開 午後 2時14分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第37、議案第50号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第51号 工事請負契約の締結についての一部変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第39. 陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第39、陳情についてを議題とします。

3月6日の議会において所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

9番、石谷政輝議員。

○9番（石谷政輝） 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3月6日に本会議において付託を受けた陳情について、3月12日、委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第4号 教科書採択改善のために総合教育会議の準備に関する陳情については不採択、陳情第5号 中学校で使用する歴史・公民教科書の採択基準に関する陳情は不採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから、陳情第4号 教科書採択改善のために総合教育会議（設置）の準備に関する陳情について、陳情第5号 中学校で使用する歴史・公民教科書の採択基準に関する陳情を採決します。

委員長の報告は、陳情第4号は不採択、陳情第5号は不採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

7番、岸本眞一郎議員。



○7番（岸本眞一郎） 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3月6日に本会議において付託を受けた陳情について、3月11日、委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第1号 土石流防止対策の陳情については採択、陳情第2号 治山工事（土砂崩落防止工事）施行の陳情については採択、陳情第3号 生活道路修繕の要望書は採択、陳情第6号 陳情書は採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから、陳情第1号 土石流防止対策の陳情について、陳情第2号 治山工事（土砂崩落防止工事）の施行の陳情について、陳情第3号 生活道路修繕の要望書、陳情第6号 陳情書を採決します。

委員長の報告は、陳情第1号は採択、陳情第2号は採択、陳情第3号は採択、陳情第6号は採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

日程第40．発議第1号

○議長（谷口雅人） 日程第40、発議第1号 智頭町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 発議第1号 智頭町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び智頭町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提出者、智頭町議会議会運営委員長 酒本敏興。

提案理由。教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」とあわせ、地方自治法121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、智頭町議会委員会条例第18条を改正するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第1号 智頭町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第41．発議第2号

○議長（谷口雅人） 日程第41、発議第2号 智頭インターチェンジに高速バスの停留所設置を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、石谷政輝議員。

○9番（石谷政輝） 発議第2号 智頭インターチェンジに高速バスの停留所設置を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び智頭町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者、智頭町議会総務常任委員長 石谷政輝。

意見書を朗読し、説明とさせていただきます。

鳥取自動車道の開通により、企業誘致・移住定住など、本町への新しい人の流れが進むことを期待し、より地方の人口減少に歯どめをかけるとともに、住みよい環境を確保して、安全・安心な地域を将来に残していきたいと考えています。

さて、高速バス停留所の設置につきましては、自動車道計画の段階から関係各位で協議され、多くの先人の努力により現在の福原地内に設置されているところです。しかし、現在設置されている福原バス停は、町の中心から車で約15分の県境付近にあり、智頭盆地を中心とする扇状の河川流域に散在する多くの集落からは距離があり、利用する住民が不便を感じているところです。また、最近の社会情勢を考えると、バス停と駐車場までの距離があるということで、夕方・夜間等の利用に不安を抱える状況で、早急に良好な治安を確保することが多くの住民の願いであります。

つきましては、将来に向けて安全・安心な地域の実現に向けて、利便性もよく、お年寄りから子どもまで安心して乗車でき、多くの住民が希望する鳥取自動車道智頭インターチェンジ付近に高速バスの停留所を設置していただきますよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成27年3月18日、智頭町議会議長 谷口雅人。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第2号 智頭インターチェンジに高速バスの停留所設置を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第42. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(谷口雅人) 日程第42、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回定例会を閉会します。

閉 会 午 後 2 時 2 8 分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成27年3月18日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 大 河 原 昭 洋

智頭町議会議員 高 橋 達 也